

『鳥取県児童生徒地域地図発表作品展』 実施要項

1 目的

- (1) 児童生徒の地域に対する関心を喚起し、野外における観察の能力・洞察力・表現力を高め、同時に地図利用及び地図作成の能力向上をめざす。
- (2) 課題研究・自由研究などの成果発表の場として位置づけ、地域に親しみ、自由な発想で地域を多角的に見る視点を養うとともに、問題提起できる内容の地図作品をめざす。

2 実施規定

- (1) 作品内容 ※ 詳細は、(10)作品審査規定にかかる留意点を参照してください。

身のまわりの地域について、調査・観察・考えたことを1枚の地図として表現したものであること。ただし、既存の地図資料などを模写したものは認めない。

- (2) 対象者 鳥取県内の小・中・高、特別支援学校の児童生徒であること。(グループによる共同作品も可)

- (3) 作品規格 1作品につき模造紙(788×1091mm)1枚とする。

- (4) 創意工夫

わかりやすくするための工夫として、着色のほか、写真・色紙を貼るなども可とするが、壁掛け展示に耐えられるものでなければならない。机上展示となる立体的構造のものは不可とする。

- (5) 留意点

- i) 地図作品の中に、①作品主題(テーマ) ②学校名 ③学年 ④グループ(部活動)名又は氏名を必ず記載すること。その位置や書体・大きさについては特に定めない。
- ii) 締切日までに作品、応募者名簿を各提出先へ提出すること。

- (6) 応募締切

作品を各学校でとりまとめ、提出期限内に各提出先へ郵送または持参すること。ただし、各提出先責任者は郵送などによる汚損の責任を負わない。

- (7) 作品展示

- i) 西部・中部・東部を巡回展示し、一般公開する。ただし、西部・中部に関しては、展示スペースの関係上、受賞作品と地区出品作品に限定する。
- ii) 受賞作品には、受賞名を貼付する。(審査委員の簡単な選評は、作品を限定する)

- (8) 表彰

- i) 鳥取県小中高児童生徒地域研究発表会の表彰式の前後に、地域地図発表作品展として表彰を行う。
- ii) 別途、特別賞と学校奨励賞を設ける。
- iii) 特別賞の位置づけは、地域地図発表作品展実行委員会で決定する。
- iv) 地域地図発表作品展に積極的に取り組んだ学校に対して『学校奨励賞』を授与する。
- v) 受賞作品の中から鳥取県代表として国土交通省国土地理院(茨城県つくば市)で開催予定の『全国児童生徒地図優秀作品展』へ出展する。
- vi) 受賞結果は、関係学校長宛に連絡する。

(9) 作品審査

- i) 実行委員による一次審査を行う。
- ii) 審査委員（後援団体・鳥取大学・地社研などからの有識者）による二次審査を行う。

(10) 作品審査規定にかかる留意点（地図作品展の趣旨に適合した作品かどうか）

i) **地図として表現されたものであること。**

① 審査対象除外とするもの

- (a) 立体模型地図
- (b) 規格外作品（模造紙1枚分以上の大きさのもの）

② 審査対象となるもの

- (a) 絵地図（建物・地形地物の側面を表現した絵を入れたもの）

※ 小学校低学年の児童の空間認識は大人と異なるものであるため、子どもらしい表現であっても構わない。また、小学校低学年児童の場合、親子合作によるものでも構わないが、児童による作成の跡がうかがえるものでなければならない。

- (b) 壁掛け展示に耐えられるもの（紙などの貼付による多少の立体化した地図）

※ 地図が主体となっている限り、紙を貼ったり、簡単な仕掛けを動かして2つの事項を入れ替えたりして見せるなどの工夫により、多少立体的になっても構わない。

ii) **自分で観察したり調査したりした事項を表現したものであること。**

① 審査対象外とするもの

- (a) 地形図を着色しただけの土地利用図・等高段彩図、尾根線谷線図など。
- (b) 書籍その他から得た知識を図にしただけの作品。

② 審査対象となるもの

- (a) 旅行（滞在）先の土地を表現したもの

※ 身のまわりの地域は、日常生活空間のみを表したものではなく、自分の観察や調査により作成した地図であれば、どこかへ出かけたときや滞在していた先の土地のものでも構わない。

(11) 作品保管・返却・一時返却

応募作品は、次年度地域地図作品展展示期間終了までは事務局が保管する。作品の返却については、事務局は郵送による返却はできないので、学校担当者は次年度地域地図作品展展示期間の終了日の翌日以降、1ヶ月以内に各地区別地図展事務局に作品を受け取りに来るものとする。原則的に事務局保管期間は作品を返却しないが、文化祭などの展示のため一時返却を希望する場合、事務局が認める期間までに返却することを条件に一時返却を認めるものとする。事務局は、保管中の作品の汚損の責任を負わない。

(12) 作品の著作権

応募作品の著作権は、作品返却後でもすべて鳥取県地域社会研究会に帰属とする。